

社会福祉法人雄仁会役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄仁会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員、福祉サービス相談委員及び特別養護老人ホームこころの郷運営推進会議委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 法人の役員等が次の業務に従事した場合に、報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合には、これを支給しない。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、福祉サービス相談委員会及び特別養護老人ホームこころの郷運営推進会議への出席
- (2) 前号に掲げるもののほか、法人及び施設業務のための出勤

2 前項の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長、理事及び監事
別表1に定める年度の総額及び日額の範囲内の額
- (2) 評議員
定款第8条に定める年度の総額及び別表2に定める日額の範囲内の額
- (3) その他の役員等
別表3に定める年度の総額及び日額の範囲内の額

3 報酬は、業務の都度支払う。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人及び施設業務を行なうため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額は、旅費規程によるものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、役員等が法人及び施設業務を行なうために要する費用は、その実費を弁償する。
- 4 役員等が法人及び施設業務を行なうために要する費用のうち、通勤のために要する費用は、職員の通勤手当を日額に換算した額を以って弁償することができる。ただし、役員等が竹田市内に住所を有する場合は、これを支給しない。
- 5 費用弁償は、業務の都度支払う。

(改廃)

第4条 この規程の改廃については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成23年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

	日 額	年度総額
理事長	5,000円	110,000円
理 事	5,000円	250,000円
監 事	5,000円	140,000円

別表 2

	日 額	年度総額
評議員	5,000円	210,000円

別表 3

	日 額	年度総額
評議員選任・解任委員	5,000円	50,000円
福祉サービス相談委員	3,000円	69,000円
特別養護老人ホームこころの郷運営推進会議委員	3,000円	72,000円